

箕輪町農産物加工施設
指定管理者募集要項

令和3年11月
箕輪町産業振興課

1 趣旨

この指定管理者募集要項は、「箕輪町農産物加工施設」の管理について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提にしつつ、行財政の効率化と利用者の満足度向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び箕輪町農産物加工施設条例（平成 23 年 12 月 20 日条例第 25 号）（以下「加工施設条例」という。）の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第 2 施設の概要

公募対象施設の概要は次のとおりです。なお、詳しくは別冊「箕輪町農産物加工施設 指定管理者業務仕様書」を参照してください。

1 名称及び所在地

名称	所在地
箕輪町農産物加工施設	箕輪町大字中箕輪 3730 番地 246

2 設置目的

町の農産物の加工処理等をおこない、地域の活性化及び地場産業の振興を図るため、地方自治法第 244 条の規定により設置されたものです。

3 施設の規模等

名称	箕輪町農産物加工施設
所在地	箕輪町大字中箕輪 3730 番地 246
施設規模	敷地面積 1,639 m ² (中箕輪 3730-246,3730-247,3730-248) 建築面積 213.64 m ² 木造平家建
設備、工作物	施設及び土地に付帯する一切の設備及び工作物

第 3 施設管理に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。なお、詳しくは「箕輪町農産物加工施設 指定管理者業務仕様書」を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1)加工施設の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (2)加工施設の利用許可及び許可取消しに関する業務
- (3)加工施設の利用料金等の請求、徴収に関する業務
- (4)加工施設の衛生確保に関する業務
- (5)(1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

2 指定期間

令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの3年間の予定です。

なお、今回選定された候補者について、町議会にて「指定管理者の指定に関する議決」(3月中旬予定)を経たのち、指定管理者として確定します。

3 利用料金

(1) 利用料金制

本施設では、利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。(2022年4月1日以降に収受する分が対象となります。)

(2) 利用料金の設定

利用料金の額は、1日当たり2,940円です。光熱水費など利用者が施設を利用するにあたり必要なすべての経費を含みます。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については条例第9条の規定により実施してください。なお、利用料の減免については特例的な扱いとなるため、箕輪町公の施設収支予算書(様式第3号)作成にあたっては考慮しないでください。利用料の減免についての取り扱いは別途協議となります。

(4) 利用料金の見直し

指定期間中に、利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金の改定が必要な場合には、条例改正を行う可能性があります。

4 町が指定管理者に支払う指定管理料

町は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提案いただく事業計画書(収支計画書)の金額に基づき、指定管理者と町が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

なお、町が指定期間中に支払う指定管理料の上限額は、下表のとおりです。募集に当たり、事業計画書(収支計画書)における指定管理料は、下表の指定管理料の上限額以下の金額での提案を求めます。

年度	指定管理料の上限額
2022~2024年度	各年度 624,800円(税込)

実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と町が協議した上で、確定します。(指定管理者の提示金額に満たない場合があります。)

5 管理の基準等

施設の管理の基準は、別冊「箕輪町農産物加工施設 指定管理者業務仕様書」を参照してください。

6 関係法令等の遵守

施設の管理に当たっては次の関係法令等を遵守してください。

- (1)地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3)個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）
- (4)箕輪町農産物加工施設条例（平成 23 年 12 月 20 日条例第 25 号）
- (5)箕輪町農産物加工施設管理規則（平成 23 年 12 月 20 日規則第 21 号）
- (6)箕輪町個人情報保護条例（平成 12 年 6 月 21 日条例第 38 号）
- (7)箕輪町情報公開条例（平成 25 年 3 月 21 日条例第 9 号）
- (8)労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (9)その他、加工所の指定管理者としての業務の遂行に必要な法令等

7 個人情報の保護

施設を管理するに当たっての個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び箕輪町個人情報保護条例（平成 12 年 6 月 21 日条例第 38 号）を遵守してください。

第 4 令和 2 年度における運営状況

管理形態	指定管理者	利用料収入	利用者
指定管理	みのわ加工(株)	1,055,460 円	1 者（※）

※指定管理者であるみのわ加工(株)が、指定管理期間中利用者として占有する形態での運用であったため

第 5 募集手続

1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
- (2)箕輪町財務規則(昭和 53 年規則第 2 号)第 102 条第 1 項により入札に参加することができない者でないこと。
- (3)地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、当町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4)町税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。
- (6)箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団でないこと。
- (7)法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 必要資格等

指定管理者に応募できる者は、防火管理者の資格を持つ者を配することができる者としてします。

3 提出書類

申請に当たっては、次の書類を6部（正本1部、副本5部〔副本は写しで可〕）提出してください。

- 1 指定管理者指定申請書 様式第1号
- 2 事業計画書 様式第2号
- 3 収支予算書 様式第3号
- 4 添付書類
 - ① 定款又は寄付行為 法人でない場合は、定款に代わる規約などを添付
 - ② 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
法人でない場合は、代表者の住民票の写しを添付
 - ③ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）（申請の日の属する前3年分）法人でない場合、収支決算書（申請の日の属する前3年分）
 - ④ 申請日の属する年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書
 - ⑤ 納税証明書（法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
 - ⑥ 人件費の積算根拠を示す書類

*新設団体等事業報告書のない団体にあつては、総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

4 指定管理者選定等のスケジュール

内容	期日
募集要項の配布	令和3年11月26日
質問の受付	令和3年11月26日～12月13日
申請書類の受付	令和3年11月26日～12月21日正午
選定委員会審査	令和4年1月上旬
指定管理者候補者決定	令和4年1月中旬
指定管理者議会議決	令和4年3月
基本協定、年度協定締結	令和4年3月下旬
業務開始	令和4年4月1日

5 質問事項及び現地調査の受付及び回答

(1) 質問及び現地調査の受付期間

令和3年11月26日（金）から12月13日（月）まで（土日祝日等の閉庁日を除く。）

(2) 質問の受付方法

質問票に記入の上、電子メールにより、最終ページの「第8連絡先」に送付してください。

(3) 回答方法

回答は、2開庁日以内に電子メール直接回答するとともに、町のホームページにおいて公表します。

【ホームページURL】

<https://www.town.minowa.lg.jp/sangyo/sangyo0159.html>

(4) 現地調査

受付期間内に「第8連絡先及び申請書提出先」へご連絡下さい。日程調整の上、現地調査会を開催いたします。

6 申請書等の受付

(1) 受付期間

令和3年11月26日（金）から12月21日（火）まで（土日祝日等の閉庁日を除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで（12月21日（火）は正午まで）

(2) 提出方法

最終ページの「第8連絡先及び申請書提出先」まで持参するか又は書留郵便等により郵送してください。なお、12月21日（火）正午必着とします。*電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部[副本は写しで可]）

(4) その他

申請書・質問票等の電子ファイルは、下記ホームページからダウンロードできます。

【ホームページURL】

<https://www.town.minowa.lg.jp/sangyo/sangyo0159.html>

7 留意事項

(1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 収支計画書(様式第3号)に記載した指定管理料が、町が示した上限額以上であるもの。
- カ 当町職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

(2) 重複申請の禁止

申請1団体につき1申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）

(4) 申請書類の取扱い

- ア 申請書類は、返却しません。
- イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等に必要場合には、提出された事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります。

第6 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者は、提出された書類を基に選定委員会による審査を経て町長が決定します。

なお、必要に応じて書類審査に加えて選定委員会による面談を行う場合があります。この場合、対象者には個別に連絡いたします。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準は次のとおりです。

- (1) 一般住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、加工所の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 事業計画書の内容が、加工所の公共性を確保するものであること。

なお、具体的な審査内容は次の表のとおりです。

評価項目	評価内容
経営基盤	<ul style="list-style-type: none">・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。・類似施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。
指定管理料	<ul style="list-style-type: none">・提案額は上限額を下回っているか。
収支計画の内容	<ul style="list-style-type: none">・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。・人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か。（一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか）
施設管理の内容	<ul style="list-style-type: none">・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。・施設の機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。・個人情報保護対策は万全か。
施設の運営方針・平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none">・経営方針は施設の設置目的や町の意図したものに合致しているか。・住民の平等な利用が図られる計画となっているか。
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none">・加工施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。・加工施設利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。

3 選定結果の公表

選定委員会における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については、箕輪町ホームページで公表します。なお、公表する内容は、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第7 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、箕輪町議会の議決を経て指定管理者となります。

2 協定の締結

指定管理者が行う業務の範囲、リスク分担、利用料金、町が支払う指定管理料、事業報告書、備品等の管理、個人情報保護の保護、損害賠償、その他管理のために必要な事項について、町と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、締結する協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」となります。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、町は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合において、本件に係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第8 連絡先及び申請書提出先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪 10298 番

箕輪町役場産業振興課未来農戦略係

担当 土岐・榎並

電話 0265-79-3170

FAX 0265-79-0230

メール sangyou@town.minowa.lg.jp